

横須賀市アーバンスポーツ選手応援事業活動奨励金交付要綱

(総則)

第1条 アーバンスポーツに励む選手の支援を目的として実施する本市のアーバンスポーツ選手応援事業への寄附に対して当該寄附金を該当者に交付する横須賀市アーバンスポーツ選手応援事業活動奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「本市が推進するアーバンスポーツ」は、BMXフリースタイル・パーク、BMXフリースタイル・フラットランド、パルクール、ストリートダンスとする。

(交付対象者)

第3条 奨励金を受けることができる者は、本市に在住、在勤又は在学しており、本市が推進するアーバンスポーツの選手である者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、本市が行うアーバンスポーツ推進事業に協力する者とする。なお、横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金の対象と重複して該当する場合は、横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金を対象とする。

- (1) 全国の予選会又は選考会を経て国際大会に出場する個人
- (2) 日本を代表して国際大会に出場する選手を決定する権利を持つ各種目団体から強化指定選手等として認定された個人

(交付金額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内において、企業版ふるさと納税及び指定寄附等に応じて、市長が定める額とする。

(公募)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横須賀市アーバンスポーツ選手応援事業活動奨励金選手登録申請書（別記様式）
- (2) 事業計画書（活動計画がわかるもの）
- (3) 予算書
- (4) 第3条に該当することを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

(交付時期)

第8条 奨励金の交付時期は、原則年2回（9月末、3月末）を締め日として交付する。
ただし、該当選手ごとに10万円を超える寄附があった場合は、年2回を超えてその都度交付するものとする。
その他について市長が認めた場合もその都度交付するものとする。

(返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が不正な方法によって奨励金の交付を受けた場合は、奨励金の全部又は一部の返金を命じることができる。

(書類等の保管)

第10条 規則第8条に規定する書類及び帳票等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容が確認できる書類
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(別記様式)

横須賀市アーバンスポーツ選手応援事業活動奨励金
選手登録申請書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所
申込者 氏 名
電 話 番 号

横須賀市アーバンスポーツ選手応援事業活動奨励金について、下記のとおり登録を申請します。

選手登録要件	▼次の項目全てに当てはまる方が本事業の対象選手となります。 該当するものにチェックを入れてください。 ☐ 横須賀市内在住・在勤・在学であること。 ☐ 本市が推進するアーバンスポーツの種目の選手であること。 (種目名：) ☐ 本市が行うアーバンスポーツ推進事業に協力する者であること。 ☐ 次のいずれかに該当する者であること。 ※下記項目において、いずれかにチェックを入れてください。 ☐ 予選会又は選考会を経て国際大会に出場する選手 ☐ 各種目団体の強化指定選手 ☐ 横須賀市スポーツ応援事業活動奨励金の対象に該当しないこと。
添付書類	☐ 事業計画書 (交付申込年度のもの) ☐ 予算書 (交付申込年度のもの) ☐ 本市に在住、在勤または在学していることを証する書類 ☐ 強化指定選手等の認定が確認できる書類 ☐ 本市のアーバンスポーツ推進事業への協力内容 (案)